

# 健康科学大学人権問題対策委員会規程

平成26年12月17日

学 長 制 定

(設置)

第1条 健康科学大学（以下「本学」という。）に人権問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、高等教育機関である本学にふさわしく良好で健全な人間関係の維持発展を期するため、これに反する事態が発生することを予防し、発生した場合に良識的に対応することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 本学におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント及びその他本学の教職員及び学生の中に生じる諸問題に関する事項（以下「学内人権事項」という。）についての防止に対する啓発と研修
- (2) 学内人権事項に関する相談と問題解決のための方針・方策の検討、研究、調査及び審議
- (3) 学内人権事項に関する苦情を受け付け、対応すること。
- (4) 学内人権事項に関し、必要な措置を学長に具申すること。
- (5) その他、学内人権事項の予防、救済、及びその対策に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 事務長
- (3) 学生・就職・卒後教育委員長（健康科学部）
- (4) 学生・就職・卒後教育委員長（看護学部）
- (5) 学科及び事務室が推薦し、学長が指名する専任教職員 各学科1名及び各事務室1名

(委員の任期)

第5条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長の指名する者を充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、会議を招集しその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 5 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長は委員会の活動に関し適宜学長に報告をしなければならない。

(苦情処理手続き)

第8条 第3条第1項第3号に掲げる学内人権事項に関する苦情を受け付け、対応するために相談員をおく。

- (1) 相談員には、本委員会委員のほか必要に応じて学内及び学外の人材をもって充てることとする。本委員会の委員が苦情の対象となる場合は、当該委員を除いた委員から相談員を選任し、その結果について審議する。
- (2) 公正を期すため、各事例に応じて必ず相談員を2名以上おくこととする。相談員は、苦情申立者及びその関係者から事情を聴取する権限を有する。
- (3) 相談員は、相談内容について、記録を作成し本人の確認を得る。
- (4) これらの記録は、原則として委員会内部の資料として管理し公表しない。ただし、委員の同席のもとに当事者に閲覧を行うことができる。
- (5) 相談員及び委員は、本委員会の活動のもとに知り得た個人情報に関して厳格な守秘義務を負う。違反した場合には、懲罰の対象となる。

(学長の責務)

第9条 学長は、第3条第1項第4号に掲げる意見の具申については、これを尊重し必要な措置をすみやかに講じる責務を負う。

- 2 学長は、前項に掲げる措置をとったときは、すみやかにこれを公示するとともに、関係者等にその旨を通知しなければならない。ただし、かかる措置が個人のプライバシーに関わる場合は、公示を要しない。

(細則の制定)

第10条 委員長は、委員会の運営に必要な事項について、委員会の議を経て細則を定めることができる。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が決定する。

(庶務)

第12条 本委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第4条の委員構成については、2名以上の女性委員を含むように配慮する。

附 則

この規程は、平成30年4月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年(令和2年)4月22日から施行し、2020年(令和2年)4月1日から適用する。